

犬山市家具等転倒防止器具取付事業実施要綱

犬山市家具等転倒防止器具取付事業実施要綱（平成24年11月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震発生時における家具等の転倒及び移動による人的被害の軽減を図るために行う家具等転倒防止器具取付事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具等 箆笥、食器棚、書棚、冷蔵庫その他これらに類する床置型の家具類
- (2) 固定器具等 家具等の転倒及び移動を防止するために有効な金具、器具等
- (3) 事業 固定器具等の取付け作業に係る費用を市が負担する事業（対象者）

第3条 事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記載されている次の各号のいずれかに該当する世帯に属する者とする。

- (1) 65歳以上の者のみで構成される世帯
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）により要介護者又は要支援者の認定を受けている者がいる世帯
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者がいる世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯
- (5) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日発児第156号厚生事務次官通知）及び療育手帳制度の実施について（昭和48

年 9 月 2 7 日 児 発 7 2 5 号 厚 生 省 児 童 家 庭 局 長 通 知) に 基 づ く 療 育 手 帳 の 交 付 を 受 け て い る 者 が い る 世 帯

(6) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が特に必要と認める世帯

2 前号の規定にかかわらず、事業を利用したことがある者が属する世帯は第 6 条に規定する申請をすることができない。

(事前調査及び施工)

第 4 条 市長は、事業にかかる事前調査及び施工について市長が適当と認める者(以下「業者」という。)に委託するものとする。

(対象家具等)

第 5 条 事業の対象となる家具等は、第 3 条に規定する対象世帯が居住の用に供する家屋に設置するものであって、1 世帯あたり 4 点を限度とする。

(事業実施の条件)

第 6 条 この事業を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる条件に従うものとする。

- (1) 市が用意した固定器具等を使用すること。
- (2) 固定器具等の取付後、固定器具等の取り外しをするときは、申請者の責任で行うこと。
- (3) 借家の場合は、事業の実施について当該借家の所有者又は管理者の承諾を得ること。
- (4) 借家の場合は、この申請によって生じた傷などに関する退去時の修繕について、当該住宅の定めている約款等の基準に従い申請者が対応すること。

(申請)

第 7 条 申請者は、犬山市家具等転倒防止器具取付申請書(様式第 1)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 介護保険被保険者証の写し
- (2) 身体障害者手帳の写し

(3) 精神障害者保健福祉手帳の写し

(4) 療育手帳の写し

2 申請書には、当該申請に係る家屋の所有者又は管理者が署名し、又は記名押印しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、第7条の申請を取下げようとするときは、速やかに犬山市家具等転倒防止器具取付申請取下書（様式第2）を市長に提出しなければならない。

(決定)

第9条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、事業実施の可否を決定し、犬山市家具等転倒防止器具取付決定（却下）通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

(調査)

第10条 前条の申請により、事業の実施について決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、業者が行う家具等の調査に立ち会い、家具等の確認を行い、速やかに犬山市家具等転倒防止器具取付依頼書（様式第4）及び犬山市家具等転倒防止器具取付調査票（様式第5）を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第11条 利用者は、業者が固定器具等の取付けを完了したときは、犬山市家具等転倒防止器具取付完了報告書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第12条 申請者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 家具等及び家屋に生じた傷について、市及び業者に対して損害賠償を請求しないこと。

(2) 固定器具等の取付後、家具等の転倒により事故が発生した場合、市及び業者に対して損害賠償を請求しないこと。

(免責)

第13条 本事業により固定器具等の取付けを行った家具等が転倒し

たこと等により生じた損害について市及び業者は、市及び業者の責めに帰すべき事由と認められる場合を除き、その損害賠償の責めを負わない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

犬山市家具等転倒防止器具取付申請書

年 月 日

犬山市長 様

(申請者)

〒484-

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり、家具等の転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ 対象者氏名	※ 対象要件が、「65歳以上の高齢者のみの世帯」に該当する方は、世帯全員の氏名をお書き下さい。	生年月日
		月 年 日
		月 年 日
		月 年 日
対象要件	<input type="checkbox"/> 65歳以上の高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> 介護保険法の要介護、又は要支援の認定者がいる世帯 <input type="checkbox"/> 障害者のいる世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している者がいる世帯） <input type="checkbox"/> その他上記に準ずる世帯（難病患者がいる世帯等）	
建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋	
家屋の権利関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 県営住宅 <input type="checkbox"/> 市営住宅	
【 借家の場合のみ 】 家具等転倒防止器具の取付けに係る承諾 ※県営住宅入居者は、家屋所有者の承諾は必要ありませんが、退去時に修繕が必要な場合があります。	家具等転倒防止器具の取付けについて承諾します。 年 月 日 (家屋の所有者又は管理者) 住 所 氏 名 電話番号	

申請に当たっての条件

この申請に当たり、下記条件に同意します。

- 1 市が用意した固定器具等を使用すること。
 - 2 固定器具等の取付後、固定器具等の取り外しをするときは、申請者の責任で行うこと。
 - 3 借家の場合は、事業の実施について当該借家の所有者又は管理者の承諾を得ること。
 - 4 借家の場合は、この申請によって生じた傷などに関する退去時の修繕について、当該住宅の定めている約款等の基準に対応すること。
 - 5 家具及び家屋に生じた傷について、市及び業者に対して損害賠償を請求しないこと。
 - 6 固定器具等の取付後、家具等の転倒により事故が発生した場合、市及び業者に対して損害賠償を請求しないこと。
 - 7 対象要件を確認するために、市長が市に備え付けられている台帳等を閲覧すること。
-

※以下は記入しないでください。

1 受付場所

防災交通課

城東出張所

羽黒出張所

楽田出張所

池野出張所

犬山市家具等転倒防止器具取付申請取下書

年 月 日

犬山市長 様

（申請者）

住 所

氏 名

電話番号

別紙犬山市家具等転倒防止器具取付調査票のとおり、家具等転倒防止器具取付申請を取下げます。

第 年 月 日
号 日

様

犬山市長

印

犬山市家具等転倒防止器具取付決定（却下）通知書

年 月 日 付けで申請のありました家具等転倒防止器具の取付けについて、下記のとおり決定（却下）としましたので通知します。

記

1 決定

申請者住所

申請者氏名

2 却下

（理由）

3 その他

犬山市家具等転倒防止器具取付依頼書

年 月 日

犬山市長 様

（利用者）

住 所

氏 名

電話番号

別紙犬山市家具等転倒防止器具取付調査票のとおり、家具等転倒防止器具の取付けを依頼します。

様式第5 (第10条関係)

犬山市家具等転倒防止器具取付調査票

年 月 日

犬山市長 様

(利用者)

氏 名 _____

受付番号		受付年月日	
調査日	年 月 日		
住所・電話番号			
建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋		
家屋の権利関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 県営住宅 <input type="checkbox"/> 市営住宅		
取付場所	<input type="checkbox"/> 寝室 <input type="checkbox"/> 居間 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> その他()		
家具等の種類等		家具の種類	家具の場所
	①		
	②		
	③		
	④		
配 置 図			
取 付 器 具			
	取付器具 (No)	個数	当板のサイズ
①			
②			
③			
④			

(調査者)

氏 名 _____

犬山市家具等転倒防止器具取付完了報告書

年 月 日

犬山市長 様

(利用者)

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で決定された犬山市家具等転倒防止器具の
取付けを完了しましたので報告します。

記

1 調査訪問（有 ・ 無 ）

年 月 日

2 取付訪問（有 ・ 無 ）

年 月 日

3 取付家具

か所

(施工写真)

依頼No.	受付No.	氏名	家具等
取付前			
取付後			